

平成14年5月22日
中国電力株式会社

自己株式の取得枠設定について

当社は、本日開催した取締役会において、商法第210条の規定にもとづく自己株式の取得枠の設定について、第78回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしました。

記

1. 自己株式の取得枠の設定を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行を可能とするため。

2. 自己株式の取得枠の内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 1,000万株を上限とする。
- (3) 株式の取得価額の総額 170億円を上限とする。

(注) 上記の内容については、平成14年6月27日開催予定の当社第78回定時株主総会において、「自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上